

【資料】

離婚請求棄却事由(一一・完)

—和解・和諧から宥恕への系譜—

村井衡平

九 ドイツ民法草案

一〇 明治民法

八 民法修正原案

- はしがき
- 一 フランス民法
- 二 明治法寮改刪未定本民法
- 三 皇国民法仮規則
- 四 民法第一人事編
- 五 算作訳仮民法書入本
- 六 左院婚姻法草案
- 七 民法草案人事案
- 八 明治十一年民法草案(以上四卷一・三号)
- 九 民法修正原案(以下本号)
- 旧民法は明治二十三年十月に法律として公布され、同二十六年一月一日より施行されることになっていたが、周知のよう、法典論争の末、同二十五年十一月二十二日に民法商法施行法延期案が公布された。⁽¹⁾翌二十六年三月二十五日に組織された法典調査会の主査委員会および委員総会は、前者が修正原案第九七条、後者が草案第九八条と、いずれも意思表示

に關する部分までを審議して幕を閉じて ⁽³⁾いる。明治二十七年三月十七日に改正法典調査会規則が公布され、新たな審査機構として法典調査会委員三十名が任命をうけ、同年四月六日に第一回調査会が開かれており、親族編の審議は翌二十八年十月十四日の第一二四回会議から行われることとなる。⁽³⁾ここで當面の問題たる離婚訴訟不受理事由を法典調査会議事速記録によつてみよう。

明治二十九年一月八日の第一四九回法典調査会において、民法修正原案—甲第五十三号⁽⁴⁾として、第八百二十三条に「夫婦ノ一方ハ、左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得」とし、九個の離婚原因が列挙されている。すなわち、

- 1 配偶者カ重婚ヲ為シタルトキ
- 2 妻カ姦通ヲ為シタルトキ
- 3 配偶者カ婚姻中姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレ又ハ他ノ罪ニ因リテ重禁錮一年以上ノ刑ニ処セラレタルトキ
- 4 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 5 配偶者ヨリ悪意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- 6 配偶者カ婚姻中三年間心神ヲ喪失シ本心ニ復スル望ナキトキ

がそれである。さきの民法草案人事編（第一草案）では、フランス民法第二三〇条が妻の有利一夫婦平等一に改められたことを承知しないまま、結果的にはそれにならつたと同じ規定を設けたが、ここで再び、明治初年のいくつかの民法草案と同じく、2および3で夫婦間に差別を設けたのが注目される。ついで修正案は、

第一百二十四条 前条第一号乃至第三号ノ場合ニ於テ夫婦ノ

一方カ他ノ一方ノ行為ニ同意シタルトキハ離婚ノ訴ヲ
規起スルコトヲ得ス

同条第一号乃至第五号及ヒ第八号ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊属ノ行為ヲ宥恕シタルトキ亦同シ⁽⁶⁾

とのべている。第一項は同意、第二項は宥恕についての規定である。わが国の民法草案のなかにはじめて姿をみせた「宥恕」について考察しよう。

前示第八一二四条の起草に当つて参考された外国法の規定が列挙されてゐるのと、おずその内容を一つ一つ明かにすると必要がある。

① フランス民法第一四四条といふのは、一八一六年五月

八日法で廃止されたのか、一八八四年（明治十七年）七月二十一

十七日法で復原された民法第二七二条および第一七三一条が、

一八八六年（明治十九年）四月十八日法によつて新らしく第一

四四条と改められたものであり、条文はおきに記載したのと、

ルリではくり返えなど。もとより、旧新両者を対比するに、

旧第一七二条に「…其訴訟ヲ起ヤシタル事故」— Les faits,

qui auraient pu autoriser cette action — といったのが、

第一四四条には、「…訴リ於テ申立テハレタル事実」— Les

faits allégué dans la demande — されど、文法的にみれば、

旧両条は sera éteinte, sera déclaré として直接法前未来を用

いたのが、新たに s'éteint, est déclaré として現在形に、また il pourra へ單純未來のやうなが、il peut へ現在形に變つて

いるのに注意しておきたい。

② オランダ民法（一八一九年・文政十二年）第一百七十二条は、すでに述べたとおり、第一項を付加されたフランス民法第一七二二条を内容としている。筆者はこの規定が「實作

訳仏民法書入本」に参考にされたのではないかと推測した。

③ イタリー民法（一八六五年・慶應元年）第一五三条

和諧は別居請求権を放滅させる。それはまた、す

ぐに提起されている請求を放棄せることになる。

（フランス民法第一七二条）⁽⁹⁾

アルプスを越えたナポレオンのイタリー遠征の結果、シン

リーやサルジニア両王国を例外とし、離婚をみとめるナ

ポレオン法典は、一八〇四年三月二十日のピエモンテ王国を

最初に、一八〇九年十二月二十六日のナポリ王国まで、十一

王公國で行われるにいたつた。しかし、一八一四年、フラン

ス帝国の崩壊とともに、ナポレオン法典も、ルッカ王国を除

いて廢止される。⁽¹⁰⁾ 一八一六年にいたり、ローバルジア、およ

びベネチア両王國は、一八一一年七月一日に公布され、翌

一八年一月一日から施行されたオーストリア一般法典（All-

gemeines Gesetz Buch für die gesamten Erbländer der

Österreichischen Monarchie）にしたがつた。同法典の第一

五条および第一一六条では、夫婦双方が非カトリック教徒

の場合、および婚姻後に一方がカトリック教徒となつた場合

に離婚を許し、国民の大多数を占めるカトリック教徒夫婦には第九三條以下によつて別居しかみとめず、第一二三條ない

し第一三六条にはユダヤ教徒の婚姻・離婚について定めており、⁽¹²⁾フランス民法の和諧に該当する規定は見当らない。

また、トスカナ大公国および法王領はローマ法およびカノン法に復帰した。他の諸王公国では、地方的な法学者によつて編纂された民法典があらわれた。両シリ・王国（ナポリ王国）は一八一九年五月二十一日公布、同年九月一日から施行。バルマ、ブレイザンスおよびガスタン諸公国は一八二〇年一月四日公布、同年七月一日から施行。サルジニニア王国およびピエモンテ王国は一八三七年六月二十日公布、翌三八年一月一日から施行。モデナ公国は一八五一年十月二十五日公布、翌五二年二月一日から施行している。⁽¹³⁾これらの法典は少しある独創性がなく、フランス民法の規定を広範囲に再現しながら、カノン法およびローマ法に示唆され、いくつかの章を修正し、詳細な規定を付加したにすぎなかつた。当面の問題たる和諧についてみれば、別居しかみとめない一八一九年の両シリ・王国民法のみが、第二二三条ないし第二二五条でフランス民法第二七二条ないし第二七四条と同じ趣旨の規定を設けているにすぎない。他方、⁽⁴⁾非カトリック教徒のみ離婚をみとめ、カトリック教徒には教会裁判所による別居しか許されないサルジニニア王国民法（Codice Albertino）が他

の諸法典に強力な影響を及ぼしており、やがてイタリー統一が実現してイタリー王国が成立するや、多数の規定が一八六年六月二十五日に公布、一八六六年一月一日から施行されたイタリー民法にうけつがれたといわれる。⁽¹⁶⁾このように、イタリー民法はフランス民法を母法とするけれども、民事婚姻主義をとる反面、離婚法の分野では、フランス民法とちがつてカノン法の伝統にしたがつた。民法第一四八条によれば「婚姻は、配偶者のいざれか一方の死亡によつてのみ解消する。

しかしながら、彼等の別居は許される」とて、当初より離婚をみとめず、別居の道を開くにすぎない。そして、両シリ・王国の民法になつたのか、和諧を別居訴訟に関して規定している。

(1) 星野通「明治民法編纂史研究」一五三頁。
(2) 星野通・前掲書一八〇頁一八二頁。

(3) 星野通・前掲書一八三頁、民法成立過程研究会「明治民法の制定と總積文書」一〇頁。

(4) 民法本文についての「民法修正原案」には甲番号が付されたことは民法成立過程研究会・前掲書二〇頁。

(5) 厳松堂古典部「第百四十九回法典調査会議事速記録」三三〇表。

- (6) 前掲速記録八五〇表裏。
- (7) 前掲速記録八五〇裏。諸君の参考せよ田嶺「田長昭忠史」四五頁ノヘ。
- (8) Dalloz, Code civil, p. 134.
- (9) Code civil italien: Promulgué le 25 Juin. 1865 mis en Vigueur le 1 Jan. 1866. Tr par H. Prudhomme, p. 48.
- 条文の末尾に參照條款ヘレバ、トハヘク法第「七」一条、モハムガル法第「一〇」八条、オラハタ法第「一〇」八条、モハム一月十日法第「五」一条、エキソニ法第「三」七条およびマイ法草案第一四五条をあざやこ。
- 邦訳として司法省藏版、光明寺三郎訳「伊太利王國民法」がある。なお、同野義祐「一八六五年イタリア民法婚姻編の成立過程」上智法学論集十二卷一号「五五頁—一六一頁」参照。
- (10) Arminjon=Nolde=Wolf, 'Traité de Droit comparé. Tome I, p. 141: Travaux de la semaine internationale de Droit. L'influence du code civil dans le monde, pp. 617—618. 感想の総合として鷗田武氏「一九〇四年のベニスにおける国際週間の記録—世界における民法典の影響—」法学会雑誌七一卷五号七〇頁一八七頁。
- ナボンオノ法典のイタリーへの導入に關連して、ヘベヒ離婚の条文ノヘシナボンオノの示した見解は、宮崎孝次郎「ナボンオノトハヘク民法」八〇頁一八一頁、八八頁一九〇頁。
- (11) Arminjon=Nolde=Wolf, ci-dessus, p. 142: Travaux, ci-dessus, pp. 619-121.
- (12) Saint-Joseph (Antoine), Concordance entre les codes

civils Étrangers et le code Napoléon. Tome I. Tableau 22-24.

(13) Annulation du Marriage en Droit comparé, N°2. Saint-Joseph (Antoine), ci-dessus. Tome I, CXLIII — CXLIV.

Tome II, p. 597. Tome III, p. 21.

(14) Saint-Joseph, ci-dessus, Tome I, Tableau 22.

(15) Saint-Joseph, ci-dessus, Tome I, Tableau 22.

(16) Arminjon=Nolde=Wolf, ci-dessus, p. 142.

(17) Code civil italien, ci-dessus, p. 46.

④ スイス一八七四年(明治七年)十一月十一日田嶺(II. 編著上の身分の確定・登録および婚姻に関する連邦法)

第四十七条

前記の離婚原因は何も存しないが、しかし婚姻關係がは

なばだしく破壊されたと思われる場合、裁判所は絶対離

婚または別居の判決を言渡すことがである。後者は二年

も長く宣告されではならない。その期間内に和諧

(wiedervereinigung) が行われなかつたことが明らかに

なれば、改めて絶対離婚の訴が可能であり、しかるのを、

裁判所は自由裁量によつてそれをみとめるものとする。

一八一五年十一月二十日、スイスは二十三の州から成る連邦として独立したが、連邦政府の権限は、軍隊に関する事項を除む、あらゆる弱かつた。民法の領域をみると、それぞれ

の州が独自のものをもつており、凡そつぎの三つに大別される。⁽²⁾一つは、ナボレオン法典を基礎とするもので、スイス東部のフランス語地域に属するジュネーブ、ボー、バレー、フリブル、ヌーン・ヤテルおよびテサン諸州、ベルンおよびジュラ・ベルノワ両州のフランス語地域。二つには、一八一二年のオーストリー一般法典に示唆をうけたもので、ベルン、ルツェルン、ソルールおよびアルガウ諸州がこれに当る。

もう一つは、一八五四年にブルンチュリーの手で民法典を作ったチューリッヒ州およびそれにならった中・東部諸州である。

スタント州) 民法は、第六巻「離婚」の第三章「離婚訴訟不受理事由」に第一七九条および第一八〇条として、フランス民法第二七二条および第二七三条と同じ規定を設けている。ジュラ・ベルノワ州においては、一八一五年十一月十四日法でベルン州に併合されるまで、フランス民法が効力を有していた。⁽⁵⁾

一方、一八二六年四月一日に施行され、一八一二年のオーストリー一般法典に示唆をうけたというベルン州(プロテスタンツ州)は、カトリック教徒たる夫婦に離婚を許さないが、離婚または別居原因の一つに姦通をみとめつつ、第一一二条に「しかし、他方配偶者の姦通を許可し、または帮助したものは、その請求を受理されない」と定めるのみで、和諧には触れない。この規定はフランス民法とは異質のもので、ドイツ法の同意(zustimmung)に似ているが、オーストリー一般法典にかかる規定ではなく、和諧についても同じである。カトリック派の州として別居しかみとめないルツェルン州の一八三一年一月一日に施行された民法では、第五六条に、「婚姻無効にもとづかないで別居した夫婦は、もし和諧を望むならば、彼等の和諧を文書によつて、別居を宣告した当局(教会)に通知しなければならない」とするが、訴訟不受理事由

とは関係ない。

一八四二年四月一日に施行され、非カトリック教徒には離

婚、カトリック教徒には別居のみを許すソルール州（プロテ

スタンント派）民法の第一五五条では「第一四五条（姦通）、第

一四六条（暴行・虐待・侮辱）を理由とする離婚（別居）請

求は、夫婦の和諧（réconciliation）によって消滅する。離婚

（別居）原因の生じたのち九十日を経て提起された請求の遲

延は、和諧と看做される。⁽⁹⁾ この前段はフランス民法第二七

二条と異なるところはない。一八四八年一月一日に施行され、

離婚と別居をみとめるアールガウ州（両宗派）民法は第一三

五条に「もし被害配偶者が姦通（一二四）、虐待（一二七）ま

たは身体刑の宣告（一二八）を認識したのち、一年以内に訴

を提起せず、または訴提起前もしくは訴訟係属中に明示に容

赦（pardoné）したならば、もはや婚姻解消を請求する権利

を有しない」とし、さらに第一三六条に「原告はそれにもか

かわらず、和諧（reconciliation）のち、または前条の規定

後に生じた原因を理由に新たな訴を提起し、かつ該請求前二

年以内に生じた原因を利用することができる。⁽¹⁰⁾ 第

一三五条の規定はフランス民法と異質のものであり、のちに

みるドイツ法の宥恕（verzeihung）に似ているが、オースト

リー一般法典にかかる規定は存しない。第一三六条はフランス民法第二七三条と同趣旨である。

最後に、一八五四年七月一日に施行され、離婚と別居をみとめるチューリッヒ州（プロテスタンント派）民法によれば、

第一八二条で姦通を離婚原因の一つとし、ついで、「姦通を理由とする離婚訴訟は、(a)もし原告が姦通に同意したか、それ

を誘発したとき、(b)姦通がなされたのち、原告が有責配偶者

を容赦（pardonné）したとき……効力を有しない」⁽¹¹⁾ と定める。

(a)の規定はさきのベルン州民法第一一二条と同趣旨であり、

(b)はアールガウ州民法第一三五条にならったのではないかと思われるが、姦通についてみとめるにすぎない点で、適用の範囲が狭くなっている。

スイスではその後、一八四八年九月に採択された連邦憲法

によって中央集権化が進められ、さらに一八七四年憲法で、

連邦が立法権を獲得した。ここで最初に制定されたのが、こ

れまで各州に留保されていた法領域の一つを統一した一八七

四年十二月二十四日の「戸籍上の身分の確定・登録および婚

姻に関する連邦法」にほかならない。⁽¹²⁾ 同法は離婚の抑制を主

たる目的としていた古い州の諸規定を廃止したため、離婚が

再び盛んに行われるにいたつたという。さきに引用した同法

第四七条は、第四六条が五個の具体的離婚原因を列挙したのをうけ、いわゆる相対的離婚原因主義ないし破綻主義にもとづく離婚または別居判決言渡の可能性をみとめたものである。そして、和諧は、フランス民法のように離婚訴訟不受理事由たることを直接に明言するものではなく、別居判決言渡後、二年以内の期間を経過して離婚の訴を提起する場合に関連してくる。右の規定の反対解釈により、別居期間内に夫婦が和諧すれば、もはや離婚訴訟を提起できない結果となる。

⑤ ベルギー民法草案（一八五五年・明治十八年）第二三

六条および第二三七条

第二三六条 原告配偶者は、この訴訟の原因たる事実の生じたるのち、または訴訟開始後に、もし配偶者間に和諧が行われたならば、訴訟不受理を宣告される。彼は和諧後に生じた事由によって新たな訴を提起し、かつその請求を支持するため、以前の事由を利用できる。
第二三七条 もし原告が和諧のあつたことを否認するならば、被告は第二三三条ないし第二三五条の規定にしたがって、それを立証できる。

一七九七年にベルギー地方はフランスに併合されており、一八〇四年以降、ナポレオン法典が効力をもつていた。⁽¹⁸⁾一八

○六年にナポレオンは、ベルギーの地を含めてオランダを王国とした。オランダ王国が一八一〇年にナポレオン法典を継受したこととはすでに述べたが、王国を構成する北部のオランダと南部のベルギーは民族・宗教・経済的な諸条件を異にするためもあってか、ギヨーム一世は一八一四年一五年に、それとのための新たな法典を準備すべく、オランダ、ベルギー混成の委員会を設けた。⁽¹⁹⁾この委員会が仕事を終えたとき、一八三〇年三月、ベルギーはオランダから独立するにいたつた。オランダでは一八三八年にナポレオン法典を基礎とする民法が施行されたけれども、ベルギーはこれとは別個に、降つて一八八四年に民法典改正委員会を設け、翌八五年に民法草案を作成している。⁽²⁰⁾さきにあげた第二三六条は、フランス民法第二七二条と第二七三条を、言葉使いを少し変えて一ヵ条にまとめたものにほかならず、わが明治二十年の民法草案人事編（第一草案）の第百三十二条と似ており、第二三七条はフランス民法第二七四条と同趣旨の規定である。

⑥ ドイツ民法第一草案（一八八七年・明治二十年）第一

四四六条

離婚および別居請求権は、被害配偶者が該権利の基礎となつた行為を宥恕（verzeinung）したとき、消滅する。⁽²¹⁾

ドイツ民法第11草案（一八九五年・明治二十八年）第一四六五条
第一四六〇条なし第一四六三条（姦通、生命侵害の企図、悪意の遺棄、婚姻関係の破壊）の場合における離婚請求権は、宥恕により消滅する。⁽²³⁾

○ ○

以上のようすに曰一回を並べてみると、オランダ民法、イタリーフラント民法、スイス法およびベルギー民法草案の諸規定は、ほとんどフランス民法の和諧にならつておらず、ドイツ民法草案のみ宥恕についてのぐあん。明治二十九年一月八日の第一四九回法典調査会の民法修正原案第八二四条が、明治初年以来のいくつかの民法草案がつねに参考にしてきたフランス民法にいう和諧によらず、むしろドイツ民法草案の宥恕に基盤をおいたといふをうかがうに充分である。わが民法修正原案の理解のために必要と考えられるため、ドイツにおいて民法草案が作成されるまでの事情に触れておほ。

(1) Amtliche Sammlung der Bundesgesetz und Verordnungen der schweizerischen Eidgenossenschaft. Neue folge. Erster Band. S. 522.
穂積重遠「昭文的離婚原因論」家族制度全集 史論編 第1卷 離婚一八四頁には、現行スイス民法第一回11条「配偶者」婚姻生

活の継続が強ヒラン難キ程度に婚姻関係が甚シク破壊ヤランタン場合に、各配偶者が離婚ヲ訴えハムトヨ得」への規定の前段といふ、本条を指摘されたる。だが、同所では Wiedervereinigung が「和解」へある。

(2) Travaux de la semaine internationale de Droit. L'influence du code civil dans le monde, p. 639.

(3) Travaux, ci-dessus, pp. 689-690.
(4) Saint-Joseph. Concordance entre les codes civil étranger et code Napoléon. Tome I. Tableau 23.

(5) Saint-Joseph, ci-dessus, Tome IV, p. 420.

(6) Travaux, ci-dessus, p. 692.

(7) Saint-Joseph, ci-dessus, Tome IV, p. 37. 部論による同法相應版に記載「議十國司御取次此法」を載す。

(8) Saint-Joseph, ci-dessus, Tome IV, p. 213.

(9) Saint-Joseph, ci-dessus, Tome IV, p. 518.

(10) Saint-Joseph, ci-dessus, Tome III, p. 555.

(11) Saint-Joseph, ci-dessus, Tome IV, p. 575.

(12) 今來臨院「廿函」一函(1函—1函四函)。

(13) Ancel, Divorce et séparation de corps dans le monde contemporain. Tome I. Europe, p. 293.

(14) Ancel, ci-dessus, p. 293.

(15) ①姦通②生命侵害の企図、極端な虐待③重大な名譽毀損④不名誉刑の宣告⑤悪意の遺棄⑥精神病(すやく)三年以上継続し不治のものと判断される。

(16) Laurant. Avant-Projet de Révision du code civil. Tome

II, p. pp. 40-41.

(17) Laurant, ci-dessus, p. 41.

(18) Piret, *Le code Napoléon en Belgique*, Revue internationale de Droit comparé, 1954, N°4, p. 753.

(19) Piret, ci-dessus, p. 753.

(20) Piret, ci-dessus, p. 753.

(21) Entwurf eines B. G. B. für das Deutsche Reich. Erste Lésung, S. 343.

弟語レーベン「*独逸民法草案第一卷*」(1912年) 村研介訳

(22) Entwurf eines B. G. B. für das Deutsche Reich. Zweite Band, S. 463.

九 ドイツ民法草案

一九〇〇年一月一日に民法典(B. G. B.)が施行されたが、一八七一年以降のドイツ帝国は二十五の主権国家から成る連邦であつて、プロイセン等四王国、バーデン等六大公国、アラウン等十二公・候爵およびブック等三自由市を含んでおり、しかも大約四つの法域に分けられていた。①プロイセン国一般商法、②ナポレオン法典、③ザクセン王国民法、④ドイツ普通法の領域がそれである。一八七五年一月六日に公布され、同七年一月一日から施行され

離婚請求棄却事由(1)-(5)(村井)

たハイニッヒ法(Gesetz über die Beurkundung des personenstandes und die Eheschließung)がドイツ全域を民事主義によって統一し、第十八条なし第五十五条に婚姻締結の要件・形式および登録に関して規定を設けた。だが、

離婚についてはいかにも第七条において、カノン法に由来する別居制度の廃止と関連、「①従来の法律により永続的な別居がみとめられた場合、今後は離婚を請求することができる。②本法施行の日まで、永続的な別居は許される。それゆえ、別居中の夫婦の和諧が行われなかつた場合、各自はすでに離婚された判決を理由として、正式な手続により離婚を

求める」とができない」と定めるにすぎない。離婚法は、ちゃんとして諸王公候国による規制に委ねられてくる。そりや、当面の問題たる離婚請求棄却事由をみると、それぞれの法律が相殺(Kompensation)つまり互責についてもがった見解をとつたといは、別の機会にのべるが、宥恕(Verzeihung)はいやれやこれを棄却事由とめていたものである。ソリヤ簡単に触れておこう。

プロイセンにおいて、フリードリッヒ大王(一七四〇一七八六)の時代、一七八二年十一月十七日の勅令および一七八三年五月二十一日の閣令がはじめ、内容の不正確な多数の離

婚原因をみとめた⁽⁶⁾。降つて、フリードリッヒ二世（一七八六—一九七）の治世、一七九四年六月一日のプロイセン国一般ラント法 (*Allgemeines Landrecht für die preussischen Staaten*) 第一部・一章は、前示の勅令・閣令を基礎にして、第六七〇条ないし第七一八条で夫婦の一方の姦通、故意の遺棄を含む約三十の有責・無責の離婚原因を規定した⁽⁷⁾が、第七二〇条によれば、「いちど明示に宥恕された侮辱 (Beleidigung) は、将来もはや離婚原因として非難され得ない」⁽⁸⁾と定める。侮辱という特定の離婚原因是見当らないため、ここで宥恕の対象となる侮辱とは、姦通はもとより、不自然性交、故意の遺棄、性交拒否、虐待、殺害の企画、苛酷な懲役刑の宣告、誣告、無礼な行為、下賤な営業、扶養拒否、異教への改宗、等の有責離婚原因すべてを含むが、不治の疾病、精神錯乱といった無責離婚原因是関係ないと思われる。

一方、右の規定は宥恕が有責配偶者に對して直接に、明示の意思表示 (Ausdrückliche willenserklärung) によって行わるべきことを必要としたものと解されている。いくら宥恕の意思があつても、その旨を明示しなければ、効果は生じないわけである。ここに明示とは文書または口頭による方法を指すと考えられるが、ついで第七二一条に、「侮辱された配偶の認識を得たのや、一年内に離婚の訴を提起せず、また

偶者が確信ある認識を得たのち、婚姻をさしに一年間継続した場合、明示の宥恕に同じものと評価する」のは、婚姻継続という事実に默示の宥恕をみとめたにほかならない。なお、第七二二条では宥恕と別個の概念たる離婚請求権の放棄に関連し、「訴の提起以前に夫婦双方が負つてている婚姻上の義務を（訴提起後に）履行したということのみから、離婚請求権が放棄 (verzicht) されたと結論づけられるべきではない」つまり配偶者の非行を宥恕せず、離婚の訴を提起しながら、原告がその後に前示のような態度をとつたとしても、裁判所はその事実のみで離婚請求権の放棄と認定することなく、かれに慎重な判断を必要とする旨を付け加えるのが注目される。

ドイツ連邦（一八一七年—一八六七年）時代、一八六五年三月一日のザクセン王国民法 (Das B. G. B. für das Königreich Sachsen) によれば、一八六〇年の草案には第一七四三条以下に規定されたものが、第一七一二条以下となつて、

夫婦の一方の姦通を含む離婚原因を列挙する。当面の問題たる宥恕については、草案の第一七五二条が第一七二〇条と変り、「姦通を理由とする離婚は、もし他方配偶者が非行を明示または默示に宥恕したならば、聞き届けられない。もし彼が姦通の認識を得たのや、一年内に離婚の訴を提起せず、また

は任意に婚姻上の義務を尽くし、あるいはすでにした告訴を取り下げるならば、とくに黙示の有恕に備する」旨をのべる。さきのプロイセン国一般ラント法が有恕に明示の意思表示を必要とするとの対照的である。なお、黙示の有恕と認定されるのは右の場合にかぎるのかどうか、同条の理由書はつぎのように説明している。「本条において、姦通に対する默示の有恕の明白な事例を例示的に並べたにすぎない。それによつて他の事例が排除されるべきではない。姦通を理由に中断した婚姻共同生活を無責配偶者が自発的に再び開始したとき、妻が離婚原因たる効力ある姦通によつて産んだ子を夫が認知したとき、または夫の姦通の結果として産れた子を妻が引き取り、嫡出子と共に養育することを承認したとき、姦通に対する有恕が含まれるかどうか、とくに具体的な事例に当つての判断に委ねられる余地が残る」。このように、姦通を黙示に有恕したものと判断される例は、現実に数多く考えられるわけである。ついで、第一七二八条は姦通以外のいくつかの非行一不自然性交、十二才未満の子女との姦淫、故意の重婚一を、別段の規定のないかぎり、離婚原因として姦通と同等に扱うとし、⁽¹⁸⁾第一七三七条および第一七四一条では、生命侵害の企図または虐待、故意の犯罪に対する有恕について規定⁽¹⁹⁾害の企図または虐待、故意の犯罪に対する有恕について規定

しており、有恕の対象となる離婚原因の範囲の広いことは、プロイセン国一般ラント法の場合と似ている。

一方、一八〇九年にバーデン大公国において、これまで原文のままで行われていたフランス民法を翻訳し、ドイツ法的補充条項を加え、同年二月三日にバーデン・ラント法(Das Badischen Landrecht)が施行された。同法はさきにみたプロイセンおよびザクセンの例と異り、第二二九条なし第二三二条において、フランス民法と同じく姦通について夫と妻を区別して扱いながら、行方不明、国外亡命および三年以上継続する不治の精神病を離婚原因に追加し、協議離婚に関する規定を同じ第二二七五条ないし第二九四条に設けており、それに先立つ和諧(versöhnung)に関する第二七二条および第二七三条は、これまでしばしば触れたフランス民法第二七二条および第二七三条と同趣旨と考えられる。ドイツ連邦時代ヘッセン大公国における一八四〇年一五〇〇年代のヘッセン草案(Hess. Entw.)第八四条および第八五条もこの流れをくんじよう。また、ドイツ連邦のなかで法律が最も錯雜していたバベリア王国では、一八二八年一三年にかけてラント法(Bayr. L. R.)の草案が作成されたが、議会の批准を得られず、法律にならなかつた。同草案の第六卷「別居」の第六章

は第四二条に、「離婚は許されない（一八一六年五月八日法）。別居に關しては、つぎの場合に行われる。①夫婦の一方が、生命または身体に重大な危険を感じることなく他方と生活できないとき、②夫婦のいずれを問わず、姦通を理由に一しかし、この原因是、姦通が相互的のとき、または和諧が行われたとき、消滅する」と定めている。和諧に関する規定はフランス民法に由来するが、姦通を理由とする別居訴訟のみを対象とする点で、適用範囲が狭められている。なお、相互的な姦通＝互責については、改めて別の機会に触れる。

右以外のいわゆるドイツ普通法 (Gemeines Recht) の領域においてはどうであろうか。普通法によれば、離婚はプロテスタントの教会法によつてみとめられ、カトリック教徒は別居しか許されない。離婚ないし別居原因としては、姦通、悪意の遺棄、配偶者の生命・財産または尊厳をしばしば侵害する虐待または罵言、終身強制労働の宣告が数えられる。そして、姦通については、原告も同様に姦通したとき、被告の姦通を誘発または宥恕したとき、請求は容れられない。相殺・同意および宥恕を棄却事由とみとめるわけである。地方的な特別法のない場合は、右の普通法が適用されるが、現実には数多くの諸王公侯国ごとに地方的特別法によつて排除され、

また裁判所の多彩な判例によつて色々とらわれている。⁽²⁹⁾一八〇三年十一月二十五日の南ドイツ・パリア王国—ニューヨーク・ベルク自由市離婚規則は、第八条以下に姦通・獸姦および不自然性交、遺棄、殺害の企図、虐待、無礼な行為、誣告、下駄な職業、異教への改宗、頑固な反感、和解し難い憎悪、等々を離婚原因と定め、降つて第四八条で宥恕について、つぎのように規定している。「すでに明示に、しかも留保なしに宥恕された侮辱 (Beleidigung) に関する、離婚請求は聞き届けられない。侮辱された配偶者が、侮辱について確信ある認識を得たのち、婚姻裁判官に依頼することなく、夫婦共同生活を三ヵ月以上継続した場合、明示の宥恕に等しいものとみとめる。……」⁽³⁰⁾ というのである。宥恕が默示的に行われることをみとめ、宥恕の対象たる侮辱とは有責離婚原因すべてを指す広い意味と考えられる点で、プロイセン法の場合と事情を同じくしている。

さらに、ドイツ連邦時代、一八三四八年八月十五日のゴータ (ザクセン・コールブルク) 公国婚姻法は第七五条ないし第一三七条まで、姦通・故意の遺棄を含む十個を離婚原因としている。⁽³¹⁾ 第七九条では、「提起された訴訟は、宥恕または時効によつて消滅する。第七五条 (姦通) および第七六条 (性

惣の不自然な満足)を理由とする離婚請求権は、宥恕および時効の抗弁によって阻止され得る」と定め、第八〇条に宥恕の概念を明示および默示のものに分けて説明している。

一八三七年五月十二日のアルテンブルク(ザクセン)公国婚姻規則は、第一九四条ないし第二三〇条に姦通・不自然性交・完全な智能紊乱を含む九個の離婚原因を規定⁽³⁵⁾するが、第

二〇〇条によれば、「姦通を理由とする離婚は、もし他方配偶者が、(a)非行を明示に宥恕し、または姦通について確實な認識を得たのち、六カ月以上訴を提起することなく、婚姻をそのすべての関係において(とくに夫婦の関係をもつこと、または妻の産んだ子の認知、等々がこれに属する)一継続したとき……聞き届けられない」と定め、姦通にかぎって宥恕を請求棄却事由とみとめている。

一八四五年八月三十日のシュバルツブルク・ゾンデルスハウゼンデルスハウゼン候国離婚法は、第二条で姦通を含む十個の離婚原因を列挙したのち、第三条・一項によれば、「離婚請求権は、被害配偶者が他方を無条件一明示または默示一に宥恕するか、離婚の訴の提起を放棄するとき、消滅する。しかし、無責配偶者が離婚原因について認識を得たのち、一年以内に離婚または審理の提起をしなかつたとき、默示の放

棄または默示の宥恕と見做す⁽³⁸⁾とのべていて。前示両法と比較し、棄却事由としての宥恕の対象が、プロイセン国一般ラント法、ザクセン王国民法およびニュールンベルク自由市離婚規則の場合と同じく、有責離婚原因のすべてに及ぶ点に特色がみられよう。

普墺戦役によってプロイセンに併合(一八六六年)される以前、フランクフルト自由市の一八五〇年十一月十九日法第十五条に、「夫婦の一方の姦通についてなされた和諧(Ausschung)⁽³⁹⁾は、その後、他方によってなされた姦通に効力を及ぼさない」と定めるのは、明らかにフランス民法によるものと思われる。さらに、ドイツ帝国時代(一八七一年以降)にビュルテンベルク王国—シュツットガルト一八八四年十月二十四日の上級ラント裁判所判決⁽⁴⁰⁾によれば、「被害配偶者ががまん強く夫婦関係をもつとき、それ自体からではなく、宥恕がなされた確たる証拠を示すことによってはじめて、事件に随伴する諸事情から、宥恕と推定される」とのべ、ブラウンシュバイク王国の上級ラント裁判所=一八八三年十一月十六日の判決⁽⁴¹⁾は、さきにみたプロイセン国一般ラント法およびザクセン王国民法の諸規定を参考にあげながら、「ある特定の事實から生じた離婚原因を主張しても、宥恕(condonation)に

よつて斥けられ得る」とい、いずれも宥恕の抗弁をみとめている。

ところで、ドイツ民法第一草案の第一四四六条は、右にみたプロイセン国一般ラント法、ザクセン王国民法、およびフランス民法によらなかつた諸王公侯国の離婚法なし判例の流れをくみ「離婚および別居請求権は、被害配偶者が該権利の基礎となつた行為を宥恕したとき、消滅する」と規定したものと考えられる。草案理由書は同条について、宥恕の規定がカトリックおよびプロテスタント婚姻法並びに最近の立法に一致するとい、前示諸法典を参考にあげたのち「宥恕は離婚請求権を消滅させるとの規定の理由から考えれば、宥恕者が宥恕の対象となる配偶者の行為は離婚原因に当ることを知つており、しかも彼は宥恕によつて離婚請求権消滅の効果が生じることを望んでいたかどうかは、かかる効果の発生に少しも関係はない。それゆえ、草案の意味において、宥恕は決して法律行為 (Rechtsgeschäft) ではない。しかし、なお宥恕は単なる事實上の性質 (lediglich thattäglichen Karakter) をもつにすれども、あることはいれども1個の法律的行為 (Rechthandlung) であり、法律行為に関する規定を準用しないとい理解するかは、ふくに法律で規定する必要は

なく、学説と判例に「任して差支えな」⁽⁴³⁾と説明する。

降つて、別居の制度を設けることを拒否した第一草案では、第一四六五条に「第一四六〇条ないし第一四六三条の場合における離婚請求権は、宥恕によつて消滅する」⁽⁴⁴⁾とい、第一草案と異り、フランスの一八八四年七月二十七日法の影響をうけて有責的なものに限つてみとめられた離婚原因についてのみ、かつ第一四六四条で新たに加えられた不治の精神病は唯一の例外とし、宥恕を請求権消滅事由と定めた。宥恕の本質をめぐつて、その後、判例・学説の展開をみるとなるが、すでに明らかなように、フランス民法で離婚訴訟不受理事由たる和諧は、有責配偶者が罪の許しを受け入れ、被害配偶者が離婚請求権を放棄する双方行為と解されるのに対し、ドイツ民法の規定する宥恕は、その本質を異なるものといわなければならぬ。

(1) 林健太郎編「ドイツ史」110頁、ジャック・ドローズ・橡川一翻訳「ドイツ史」K11頁-1211頁。

(2) Reichs GesetzBlatt. 1875, S. 23 f.

(3) Reichs GesetzBlatt. a. a. O., S. 29-34.

(4) Reichs GesetzBlatt. a. a. O., S. 38.

(5) Herrenbahns, Das Eheschließung- und Ehescheidungs-Recht. Zweite vermehrte Auflage. S. 2.

- (6) Dernburg, Das Bürgerliche Recht des Deutschen Reichs und Preussens. Bd. 4. Deutsches Familienrecht. S. 82.
- (7) Allgemeines Landrecht für die preussischen Staaten. Dritter Theil, S. 84-90.
- (8) Allgemeines Landrecht, a. a. O., S. 90.
- (9) Hergenbahn, a. a. O., Zweiter Band, S. 54.
- (10) Allgemeines Landrecht, a. a. O., S. 90.
- (11) Hergenbahn, a. a. O., Zweiter Band, S. 55.
- (12) Allgemeines Landrecht, a. a. O., S. 90.
- (13) Entwurf eines B. G. B. für das Königreich Sachsen, S. 283.
- (14) Siebenhaar, Das B. G. B. für das Königreich Sachsen, S. 331.
- (15) Entwurf eines B. G. B. für das Königreich Sachsen, S. 284.
- (16) Siebenhaar, Das B. G. B. für das Königreich Sachsen, S. 332.
- (17) Siebenhaar, Commentar zu dem B. G. B. für das Königreich Sachsen. Dritte Band, S. 98.
- (18) Siebenhaar, Das B. G. B. für das Königreich Sachsen, S. 333.
- (19) Siebenhaar, Das B. G. B. für das Königreich Sachsen, S. 335-335.
- (20) Saint-Joseph (Antoine), Concordance entre les codes civils étrangers et le code Napoléon. Tome I. XXI: Seng, Grundzüge des Französischen Zivilrechts und das Badische Landrecht, S. 123.
- (21) Mugdan, Die gesammten materialien zum G. B. G. für das Deutsche Reich. IV Band: Familienrecht, S. 1164.
- (22) Motive zu dem Entwürfe eines B. G. G. Bd. 4. S. 602: Seng, a. a. O., S. 123.
- 「無實配偶者が非行を認識したるや眞題が行なわれた場合、私證も廢止せらる。」
「無實配偶者が非行を認識したるや眞題が行なわれた場合、私證も廢止せらる。」
例へば「*シナノ*」。Saint-Joseph (Antoine), ci-dessus, Tome II, p. 34.
- (23) サント・エーリック法典訳「君主國法典」甲田九貢。
- (24) Motive, a. a. O., S. 602.
- (25) Saint-Joseph, ci-dessus. Tome I, CXLVI: Schröder, Lehrbuch der Deutschen Rechtsgeschichte, S. 894.
- (26) Saint-Joseph, ci-dessus. Tome I. Tableau 22.
- (27) Saint-Joseph, ci-dessus. Tome I, Tableau 22.
- (28) Saint-Joseph, ci-dessus. Tome I, Tableau 22: Dernburg, a. a. O., S. 95.
- (29) Hergenbahn a. a. O., Zweite Vermehrte Auflage, S. 1.
- (30) Eines Hochlöblichen Raths der Kaiserlichen freien Reichstadt Nürnberg, Verordnung, die Ehescheidungen,

S. 7 ff.

- (31) Verordnung, die Ehescheidungen, a. a. O., S. 23.
- (32) Gesetzesammlung für das Herzogtum Gotha. 1834, Bd. 2, S. 634-655. 画添せ | 六百条から八百条。
- (33) Gesetzesammlung, a. a. O., S. 636.
- (34) Gesetzesammlung, a. a. O., S. 636-637.
- (35) Die Veröffentlichung: Eheordnung des Herzog zu Sachsen-Altenburg de dato Altenburg, 12 Mai 1837, S. 28-33. 画添せ | 七百条から八百条。
- (36) Die Veröffentlichung, a. a. O., S. 29.
- (37) Gesetzesammlung für das Fürstentum Schwarzburg — Sondershausen. 1845, S. 101-105. 画添せ | 四百十一条から四百五〇条。
- (38) Gesetzesammlung, a. a. O., S. 105.
- (39) Hergenbahn, a. a. O., Zweite Band, S. 47.
- (40) Seuffert's Archiv für Entscheidungen der Oberste Gerichte in den deutschen Staaten, Bd. 41, S. 178, Nr. 113.
- (41) Seuffert's Archiv, a. a. O., Bd. 43, S. 34, Nr. 25. 脳卒武夫「離婚原因の歴史」法の変動 | 二〇〇〇年頃の事件を記載する。
- (42) Entwurf eines B. G. B. für das Deutsche Reich. Erste Lesung, S. 343.
- (43) Motive zu dem Entwürfe eines B. G. B. Bd. 4, S. 603.
- (44) Entwurf eines B. G. B. für das Deutsche Reich.

zweite Lesung, S. 463.

- (45) Mittels Bürgerliches Recht, Familienrecht, S. 56.
- (46) Hubrich, Das Ehescheidungsrecht im Entwurf II eines B. G. B. für das Deutsche Reich. Archiv für das civilistische Praxis Bd. 85, S. 73.

| ○ 明治民法

明治十九年一月八日の一四九回法典調査会で第八一回国条・一項レヒト提案された民法修正原案の宥恕に関する規定は、明るかにニシム民法草案を範としたと考えられるが、改めて調査会の議事速記録をみれば、第八一四条で宥恕について富井政章がつぶやくように提案理由をのべてゐる。「本条ハ既成法典ノトリヤセヌケンレモ殆ント説明ヲ要サナイコトテアカハレ思ヒマス前条ノ……」号カラ五号マチ又八号ノ場合虐待ヲ受ケ侮辱ヲ受ケタケレモ後ニ至リテ夫婦の間柄テアル前ハ腹立ツタカモウ勘弁ラシヤウ是程結構ナロヘハアリヤセヌ夫レテサウハフ場合ニベ矢張リ離婚ノ訴權カ無ク為ルトシタ方カ宣カラユレ思ヒマススハフ風ニキハゼツ書でアルハバ独逸民法草案ニアリヤス明文ノ無イ国テモ実際ハ矢張リ斯ハフ風ニ為ツテ居ルタラウレ思ヒマベ……」。

する規定が立案の基礎となつたことを明らかにしながら、ついで、「加之ナラス仏蘭西、和蘭其他ノ民法ヲ見マスト斯フ云

フ規定カアリマス離婚ノ訴ノ起ッタ後ニ離婚ノ訴訟中ニ夫婦和熟シタト云フ事實カアレハ其場合ニモ効力ヲ失フ即チ裁判所ハ離婚ヲ宣告シテハ為ナスト云フ規定カアル位テアリマス一旦ハ此規定モ置カウカトモ思ヒマシタケレトモ、ドウモ必要カナカラウ……」とのべている。

フランス民法およびそれにならつたオランダ民法、イタリ－民法、スイス法、ベルギー民法草案にみられる双方行為たる和諧（和解）の規定のとり入れられなかつたことは、これによつてわかる。その主な理由は、離婚訴訟の係属中に和諧二四条・二項は前示第八号と関連し、「夫婦ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊属ノ行為ヲ宥恕シ」たとき、離婚請求権は消滅すると規定した。これに対し、第九号については、配偶者を宥恕するのはもとより、被害者たる直系尊属が宥恕することにも何も触れていない。法典調査会でこの点が問題にされたのも尤もと思われる。ここで速記録から質疑の模様を引用してみよう。

議長（箕作麟祥君） 此尊属親ノ行為ヲ宥恕シタルトキトアルノハ第八号ノ場合テアリマセウガ九号ノ場合ハドウデゴザイマセウカ

富井政章君 是ハ幾ラ自分カ宥恕シテモ矢張リ尊属親カ親儘テ裁判上ノ離婚ヲシテ仕舞ウト云フヤウナ考ヘヲ持ッテ居ルカモ知レヌ兎ニ角唯々裁判官ノ認定テ当事者カ積極的ニ離婚ヲシナイト云フ意思ヲ顯ハサヌテ居ルノニ其離婚ノ訴カ効力ヲ失フト云フコトニスルノハ宣シクナイト思ヒマス訴訟ノ

事實カアル以上ハ矢張リ其訴ハ効力ヲ持ツト云フ方ニ致シタ方カ宜シイ」⁽³⁾とされている。

ところで、民法修正原案の第八二三条は第八号および第九号において、「配偶者ノ直系尊属ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ」と「配偶者カ自己ノ直系尊属ニ対シ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ為シタルトキ」を離婚原因に數えたが、第八二四条・二項は前示第八号と関連し、「夫婦ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊属ノ行為ヲ宥恕シ」たとき、離婚請求権は消滅すると規定した。これに対し、第九号については、配偶者を宥恕するのはもとより、被害者たる直系尊属が宥恕することにも何も触れていない。法典調査会でこの点が問題にされたのも尤もと思われる。ここで速記録から質疑の模様を引用してみよう。

議長（箕作麟祥君） 尊属親へ失礼ナ事ヲシタ尊属親カ宥恕シテヤラウト言ツテモ夫レハ仕方ナイノテスカ

富井政章君 サウ云フ場合ニハ

本野一郎君 矢張リ同シコトト思ヒマス

議長（箕作麟祥君） 其方力尚更ト思ヒマス

穂積陳重君 おとっさんカ御許シニ為ツテモ己レハ嫌ヤタ

ト言フカモ知レマセヌ

議長（箕作麟祥君） サウ云フ理屈カアレハ免モ角何ンタ

カ少シ足ラヌヤウニ思ヒマス

富井政章 「第九号ノ場合ニ於テ直系尊属力宥恕シタルト

キ亦同シ」 テモ可笑シイ

穂積陳重君 尊属カ宥恕シテモ当人カ嫌ヤタト言ヘハ矢張
リ引込メナケレハナラヌ重モニ配偶者互ヒノ間ノコトテ
アルカラ

梅謙次郎君 双方カ宥恕フシナケレハナラヌ

議長（箕作麟祥君） 尊属親ヲ打ッタト云フニ其尊属親モ
宥シ配偶者モ宥スト云フトキテモ往ケスト云フヤウニ見
エハシナイカト云フ心配テアリマス夫レテはドウカ能
ク考ヘテ貰フコトニシテハドウデゴサイマセウカ

穂積陳重君 尊属丈ヶテハ困ルノテアリマス免ニ角少シ考
ヘテ見マセウ

議長（箕作麟祥君） 何ゾタカ足ラヌヤウニ思ヒマス夫レ

テハ只今ノ事ハ御再考ヲ願フコトニシテ……
このように疑問を残しながら、修正原案は一応決定されて
いる。原案どおり第九号と関連して宥恕には触れないか、あ
るいは改めてなんらかの規定を設けるか、いずれかの道を選
ばなければならない。その後の経過は明らかでないが、最終
的には明治民法第八一四条は十個の離婚原因を列挙した第八
一条をうけ、第二項において、「前条第一号乃至第七号ノ場
合ニ於テ夫婦ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊属ノ行為ヲ宥恕
シタルトキ」は離婚の訴を提起することを得ないものとした。⁽⁶⁾
つまり、前示原案の第八二三条・二項と同じく、「自己の直系
尊属への虐待または重大な侮辱」について、配偶者を宥恕す
るのはもとより、被害者たる直系尊属が宥恕することに何も
触れなかつた。この理由として、「之レ即チ自己ガ直接ニ非行
ヲ加ヘラレタルニアラザルノ故ヲ以テ自己ノ直系尊属ニ対ス
ル非行ヲ宥恕スルガ如キ不人情ヲ許スベカラズトノ趣旨ナル
ベシ」とか、「此場合は配偶者の一方が自ら直接に之れ等の非
行を加へられたものでないから、自ら之れを宥恕するが如き
は許すべきでないからである」とのべ、あるいは、「(第二)
自己モ亦配偶者ノ非行ニ同意シタリトスルモ若シ後日之ヲ悔
ユルトキハ其配偶者ト夫婦関係ヲ絶チ以テ将来ニ於テハ父母、

祖父母ニ対シ孝道ヲ尽サンコトヲ欲スルコトアルベシ(第一)直系尊族ニ対スル行為ニ対シ自己カ宥恕ヲ為スコトヲ得サルハ殆ト云フヲ俟タサル所ナリ」⁽⁹⁾と説明されていた。

明治民法の支柱をなした「家」制度によれば、身分関係はすべて縦の面における支配・服従の関係にある。そして、親族法は二つの点において儒教の思想を伝承したとされる。一つは尊属・卑属親間の関係、もう一つは夫婦間の関係がこれに当る。前者は孝道、後者は夫婦の道である。前示第八二三條はまさに孝道に関する規定にほかならない。⁽¹⁰⁾ 配偶者が自己の直系尊属に対して虐待をなし、または重大な侮辱を加えたときは、直系尊属が自己の「家」にいない場合でも、夫婦の一方はそれを理由に離婚の訴を提起できるのに反し、夫婦の一方が他方から虐待または重大な侮辱をうけても、それが同居に耐えないのでなければ、離婚の訴を提起できない。不孝の配偶者がいかに峻烈な制裁をうけるか、これによってもわかるとされる。⁽¹¹⁾ ひるがえって、かかる離婚原因を対象とする宥恕についてはどうであろうか。

夫婦の道からすれば、夫婦間の非行の場合、妻の非行を夫が支配的な立場から宥恕することであつて、夫の非行を妻が宥恕するのは、いわば法律以前の当然の事柄と考えられよう。

他方、配偶者が自己の直系尊属に虐待または重大な侮辱を加えた場合、これも離婚原因の一つであるから、宥恕の対象とみとめてしかるべきと思われるが、何も触れない。その後には、夫婦とその一方の直系尊属との間の三面関係における孝の観念が強力にはたらいていよう。もし、直系尊属が自己に向けられた非行を許したならば、直系卑属たる夫婦の一方はもはやそれを離婚原因として問題にすべきではない。しかし、あくまで許そうとしなければ、直系卑属は家の秩序維持のため、配偶者と協議離婚するか、配偶者の非行を理由に離婚の訴を提起する。これこそ孝道に合致するものといえる。この方法によらず、直系尊属の意に反し、自己に向けられたものでない配偶者の非行を勝手に宥恕するが如きは、孝道を尽すゆえんではなく、むしろ不孝の最たるものの一つと判断されたのではなかろうか。⁽¹²⁾

(1) 厳松堂古典部「第一四九回法典調査会議事速記録」八五丁裏

一八六丁表。

(2) 前掲速記録八六丁表。

(3) 前掲速記録八六丁裏一八七丁表。

(4) 前掲速記録三四丁裏一三五丁表。

(5) 前掲速記録八七丁表一八九丁表。

(6) 修正案理由書の内容の趣旨は、法典調査会の場合と異らない。

博文館藏版「民法修正案理由書」九十四頁。

宥恕を棄却事由の一つとしたことについて、「旧法のもとでも有責主義から破綻主義への移行のきさしがあったことを示すものといえよう。ただし、それらの事実は、婚姻破綻の不存在を象徴するがゆえに、離婚請求棄却事由として規定された、とみられるからである」と指摘されている。阿部徹「離婚請求棄却事由について」熊本法学五号六五頁。

(7) 穂積重遠「離婚原因ニ対スル宥恕」(承前完) 法学協会雑誌二七卷七号二五一页。

(8) 和田千一「婚姻法論」六四一页。

(9) 梅謙次郎「民法要義」卷四 親族論二三一页。

(10) 山口弘一「親族法及國際親族法の研究」七頁一八頁。
わが国の「孝」の觀念が「恩」に条件づけられたものであることは川島武宣「日本社会の家族的構成」七七頁以下。

(11) 山口弘一・前掲書八頁一九頁。

(12) この点に關し、薬師寺志光「日本親族法論」上巻六〇九頁一六一〇頁に、「配偶者の直系尊属に対する虐待又は侮辱（八一二条八号）の場合にも、配偶者並に非行をうけた直系尊族の宥恕があれば、離婚権を消滅せしめて差支えないようと思われるが、何故か、民法は之を離婚権の消滅原因としなかつた」とのべられる。